

平成23年（2011年）東日本大震災の被害状況及び対応について（第47報）

厚生労働省

1 厚生労働省における対応

- 3月11日（金）14時46分 三陸沖で地震発生
14時50分 厚生労働省災害対策本部立ち上げ
3月12日（土）9時00分 厚生労働省現地連絡本部設置（厚生労働省現地対策本部に移行）
（防災電話配備）

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

(1) 災害救助法関係

→これまでの経緯及び詳細等は別紙1「災害救助法関係」参照

○災害救助法の適用【都道府県知事が決定】

- 岩手県、宮城県、福島県は全市町村に適用
- その他の7都県において113市町村に適用

○災害救助法の弾力運用

- 被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助に当たれるよう、災害救助法の弾力運用について、被災地でない都道府県を含め全都道府県に通知。これにより、被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担（被災自治体財政力に応じ5割～9割）することを明確化（3月19日）

（参考）

- 避難所として旅館、ホテル等を借り上げる場合、新潟県中越地震の際に、1人1日5,000円（食事込み）
- 応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる場合、岩手・宮城内陸地震の際に、寒冷地仕様を考慮し、一戸当たり月額6万円
- 県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入マッチングを行う旨の観光庁通知を受け、各都道府県に被災者の受入体制の確保の要請、2ヵ月の期限到来後の更新があり得る旨等を周知（3月24日）
- 公営住宅等を活用して避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも国庫負担の対象となるので、積極的に被災者を受入れるように要請するとともに、避難所の炊出し等については、避難者に限らず、住宅に被害を受けて炊事のできない者も対象であること等を周知（3月25日）
- 広域避難の取扱いに関し、①受入れ都道府県・市町村での具体的な求償の流れ、②岩手県、宮城県及び福島県に対する当面の予備費301億円の使用の決定を周知し、他

自治体の積極的な救助を要請（3月29日）

- ①災害救助法の救助費用は、福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者が否かに関わらず、受入れ都道府県から被災県に全額求償できる旨、②応急仮設住宅について、住家に直接被害がなくても、長期にわたり自らの住家に居住できない場合には提供できること、③資力要件は、応急救助との趣旨等を踏まえ、必要と考えられる希望者にはできる限り供与することにつき改めて周知（4月4日）

（2）医療関係者及び厚生労働省職員等の派遣状況

派遣元等	活動中の人数 (活動チーム数)	備 考
医療チーム	約664人 (148チーム)	累計 5,174人 1,037チーム
日本医師会 のJMAT	約364人 (91チーム)	(4月11日12時00分現在) 岩手県 88人、22チーム 宮城県 204人、51チーム 福島県 72人、18チーム
全日本病院協会及 び日本医療法人協 会（合同で派遣）	33人 (8チーム)	(4月12日0時00分現在) 宮城県 20人、5チーム 福島県 13人、3チーム
国立病院機構	25人 (5チーム)	(4月12日13時00分現在) 岩手県 15人、3チーム (山田町3チーム) 宮城県 10人、2チーム (東松島市1チーム 山元町1チーム)
国立国際医療研究 センター	16人 (3チーム)	(4月12日20時00分現在) 宮城県 16人、3チーム（東松島市、石巻市）
国立長寿医療研究 センター	5人 (1チーム)	(4月10日20時00分現在) 宮城県 5人、1チーム（釜石市）
日本赤十字社の救 護班	150人 (25チーム)	(4月13日0時00分現在) 岩手県 54人、9チーム 宮城県 66人、12チーム 福島県 30人、5チーム
社会福祉法人恩賜 財団済生会	27人 (8チーム)	(4月13日0時00分現在) 岩手県 1人、1チーム

(済生会病院)		宮城県 22人、6チーム 福島県 4人、1チーム
労働者健康福祉機構(労災病院)	23人 (4チーム)	(4月13日0時00分現在) 宮城県 23人、4チーム
学校法人産業医科大学(産業医科大学病院)	6人 (1チーム)	(4月13日12時00分現在)、 宮城県 6人、1チーム(石巻市)
社団法人全国社会保険協会連合会(社会保険病院)	7人 (1チーム)	(4月13日0時00分現在) 宮城県 7人、1チーム
財団法人厚生年金事業振興団(厚生年金病院)	8人 (1チーム)	(4月13日0時00分現在) 宮城県 8人、1チーム
薬剤師 (日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会等)	112人	(4月13日13時00分現在) 累計 576人 岩手県 17人 宮城県 67人 福島県 28人
看護師 (日本看護協会及び国立病院機構)	130人	(4月13日11時00分現在) 累計 649人 岩手県 29人(今後の派遣に向け39人が調整中) 宮城県 66人(今後の派遣に向け63人が調整中) 福島県 35人(今後の派遣に向け33人が調整中)
歯科医師等 (日本歯科医師会等の関係団体)	22人	(4月13日11時00分現在) 累計 46人 岩手県 3人(歯科医師1人、歯科衛生士1人、 歯科巡回診療車運転手1人) 宮城県 19人(歯科医師19人)
理学療法士等 (日本理学療法士協会、日本作業療法士協会及び日本言語聴覚士協会)	5人	(4月13日11時00分現在) 累計 11人 岩手県 1人(理学療法士) 宮城県 4人(理学療法士2人、作業療法士2人)
保健医療の有資格者等 (公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等)	451人 (138チーム)	(4月13日12時00分現在) 累計 546人(163チーム) 岩手県 139人、42チーム 宮城県 227人、71チーム 福島県 85人、25チーム
心のケアチーム	115人	(4月13日14時00分現在) 累計 601人(35チーム)

	(25チーム)	岩手県 37人、9チーム 宮城県 59人、12チーム 福島県 19人、4チーム	(活動準備中) 8チーム
被ばく不安解消のためのスクリーニング 対応医師等の派遣	21人 (7チーム)	(4月13日12時00分現在) 累計63人 (19チーム) 福島県 21人、7チーム	
厚生労働省職員等	156人	(4月13日14時00分現在) 累計 737人 岩手県 328人 宮城県 259人 福島県 150人	
医療に関する支援	25人 (5チーム)	岩手県 15人 (3チーム) 宮城県 10人 (2チーム)	
障害児者に関する支援	1人	宮城県 1人	
子どもに関する支援	2人	宮城県 2人 (注4)	
心のケアチームに関する対応	15人 (3チーム)	岩手県 10人、2チーム 福島県 5人、1チーム	(活動準備中) 3チーム
避難所等における雇用労働関係の相談への対応	84人	岩手県 39人 宮城県 25人 福島県 20人	
その他自治体・被災者支援等に関する業務(医療に関する調整や埋葬・医薬品流通の支援等)	23人	岩手県 7人 宮城県 10人 福島県 6人	
政府現地対策本部への対応(厚労省現地対策本部併任者を除く)	3人	岩手県 1人 宮城県 1人 福島県 1人	
原子力発電所事故に伴う諸問題への対応	3人	福島県 3人	

注1 医師等のうち、日本医師会等の派遣する人数については、正確な人数の把握ができないため概数である

注2 医療チームで派遣された場合の看護師、薬剤師については、「看護師」、「薬剤師」欄に計上していない

注3 国立病院機構から派遣した人数については「厚生労働省職員等」と「医師等」の欄に計上している

注4 厚生労働省職員等の内訳の子どもに関する支援に派遣した人数については、「(3) 介護・福祉・年金等関係
④児童福祉関係職員の派遣等」にも計上している

(3) 医療関係

① 相談及び情報提供

○ 透析患者支援医療機関等の情報

- ・ 社団法人日本透析医会は、災害情報ネットワーク上で、登録されている透析医療機関の①透析の可否、②被災の有無、③透析室貸出可能病床、④透析受入可能状況、⑤その他不足物品や連絡事項等を情報提供

URL <http://www.saigai-touseki.net/index.php>

各都道府県においても、災害に伴う透析医療に関する相談を受付

- ・ 青森県医療薬務課(電話017-734-9287)・岩手県健康国保課(電話019-629-5471)
- ・ 仙台社会保険病院(電話022-275-3111)・山形県地域医療対策課(電話023-630-2256)
- ・ 福島県地域医療課(電話024-521-7881)・茨城県保健予防課(電話029-301-3220)

また、被災地域における透析医療の提供体制が極めて困難な状況になっていることから、日本透析医会等との協力により、被災地域外での透析患者の受け入れ体制の確保、調整等について、各都道府県に協力を依頼

○ 災害時リウマチ患者支援医療機関の情報

- ・ リウマチ情報センターホームページで、災害時リウマチ患者支援医療機関の被災状況及び診療体制、医薬品情報等について、一般国民、医療機関・医療従事者向けに提供 URL <http://www.rheuma-net.or.jp/rheuma/index.html>

○ 避難所等において、健康及びこころの健康を守るためのポイント

- ・ 「被災地での健康を守るために」及び「こころの健康を守るために」をまとめ、被災県に提供(3月18日・25日)

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000155g1.html>

- ・ 避難所における高齢者の生活不活発病予防のための活動について、利用者向け資料及びマニュアルを送付(3月29日)

○ 国立感染症研究所による感染症調査の実施

- ・ 国立感染症研究所において、岩手県及び宮城県の避難所等における感染症の発生の現状について調査・評価を行い、感染症予防のための提言をまとめた(4月11日)

○ メンタルヘルス情報サイト

- ・ 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは、医療関係者等の支援者向け情報提供サイト(http://www.ncnp.go.jp/mental_info/index.html)を開設(3月16日)
- ・ 厚生労働省ホームページのメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)に、被災された労働者やその家族、支援者向けの特設ページを開設(3月23日)

○メンタルヘルスを含む健康相談の実施

- ・産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について、電話での相談受付を開始（3月22日）し、産業保健推進センターに全国からつながるフリーダイヤル（心の電話相談：0120-226-272（3月30日～）、健康電話相談：0120-765-551（4月6日～））を開設

○医療関係者向けの循環器専門医による相談の実施

- ・独立行政法人国立循環器病研究センターにおいて、医療関係者向けに循環器専門医による電話相談の受付を開始（3月24日）

○被災者向けの神経難病相談の実施

- ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて、被災者のための神経難病相談窓口を開設し、メール又はファックスによる相談受付を開始（4月12日）
URL http://www.ncnp.go.jp/news/news_110412_2.html

②医療保険制度における対応

○被保険者証なしでの受診・一部負担金等の免除

- ・氏名、生年月日等を申し出ることにより医療機関を受診することが可能（3月11日）
※公費負担医療についても同様に手帳等の提示なしに受給可能（障害者の自立支援医療、生活保護の医療扶助、難病患者の特定疾患治療研究事業等）
- ・住宅の全半壊、主たる生計維持者の死亡又は行方不明、原発の事故に伴う政府の避難指示・屋内退避指示の対象とであることなどを申し立てた場合は、被災地以外の市町村に転入した場合を含めて、医療機関に一部負担金等を支払わずに受診することが可能（3月15日、18日、23日）

○医療機関への配慮

- ・医療機関は、徴収猶予した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額（10割）を審査支払機関に請求（3月15日）
- ・医療機関が、被災により診療録を滅失した場合などには、概算による請求が可能（3月29日）
- ・審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立替払い（3月支払い分から実施）
- ・医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者を受け入れた場合の診療報酬の減額措置について、被災者を数多く受け入れた医療機関などについては、この措置を行わないこととした（3月15日）

○保険料の免除、猶予等

- ・保険者の判断により保険料の減免、徴収猶予及び納期限の延長が可能である旨の連絡（健康保険は保険料の減免を除く）（3月11日）

→その他の医療等活動関係の詳細は別紙2「医療等活動関係」を参照

(4) 介護・福祉・年金等関係

① 要援護者の受入体制

- ・被災地の要援護者の社会福祉施設等への受入れを各都道府県に依頼（3月15日）、受入可能人数等を把握して被災県に連絡（3月18日～）
- ・受入可能人数：高齢者関係施設36,179人（うち特養12,251人、老健6,003人）、障害者関係施設8,946人、児童関係施設7,148人、保護施設919人（いずれも4月11日14時00分現在）

受入状況（実績）：1,546人（4月12日14時00分現在）

岩手県から	介護施設等	227人
宮城県から	介護施設等	952人
福島県から	障害者施設等	367人

このほか、福島第一原子力発電所事故に伴う退避者（介護施設等入所者）を受入れ（20キロ圏内約500人、20～30キロ圏内約980人、計約1,500人（都道府県間等で直接調整した数を含む））

② 介護職員等の派遣

- ・被災県の社会福祉施設等や避難所に介護職員等を派遣するため、各都道府県等に社会福祉施設等の職員派遣を依頼（3月15日）、派遣可能人数等を把握して被災県に連絡（3月18日～）

派遣可能人数：8,180人（4月13日14時00分現在）

派遣状況：579人（4月13日14時00分現在）

岩手県	介護施設等	152人（うち、活動中16人）
	障害者施設等	12人（うち、活動中12人）
宮城県	介護施設等	269人（うち、活動中57人）
	障害者施設等	27人（うち、活動中18人）
福島県	介護施設等	103人（うち、活動中10人）
	障害者施設等	16人（うち、活動中8人）

- ・宮城県において、日本介護支援専門員協会、日本介護福祉士会、リハビリ関係者（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）、宮城県、仙台市、厚生労働省現地対策本部等をネットワーク化した「避難所における介護等の提供体制」を構築し、介護職員等の派遣を開始（3月25日）。岩手県、福島県においても関係団体等により調整中
- ・日本介護支援専門員協会より、岩手県に6人、宮城県に42人、福島県に4人の計52人のケアマネジャーを派遣（3月21日～）
- ・全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会が、岩手県内4エリアに計17人のニーズ調査・支援チームを派遣（3月27日～）
- ・日本社会福祉士会より、岩手県に1人、宮城県に2人の社会福祉士を派遣（4月1日）
- ・福島大学、福島県発達障害支援センター、国立障害者リハビリテーションセンターなどからなる発達障害支援の専門家チーム（5人）が福島県内を巡回（4月1日～）
- ・日本介護福祉士会より、宮城県に15人の介護福祉士を派遣（4月3日～）
- ・日本発達障害ネットワーク（JDDネット）が、発達障害専門家チーム（6人）を宮城県、福島県に派遣（4月6日～）

③介護保険制度における対応

○被保険者証なしでの介護サービスの利用

- ・氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様の介護サービスを利用することが可能（3月12日）
- ・現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能（3月12日）

○保険料、利用料等の免除、猶予等

- ・保険者の判断により保険料の減免、支払猶予及び納期限の延長が可能であり、減免額が一定以上の場合に国から特別調整交付金を交付（3月11日）
- ・利用料、食費・居住費の自己負担額の支払い猶予が可能である旨通知（3月17日、22日、23日、24日）
- ・6月及び8月支給分の特別徴収を取りやめ（3月31日）
- ・社会保険診療報酬支払基金に対し、医療保険者の介護納付の納付猶予の取扱いについて連絡（3月11日、15日）

○介護事業者への配慮

- ・介護保険施設等において、入所定員を超過して要介護高齢者を受け入れた場合も、介護報酬の減額を行わない。また、人員・設備・運営基準を満たせない場合でも、基準違反としない（3月11日、18日、22日）
- ・避難所や旅館等避難先においてもヘルパー等による介護サービスの提供が可能。
- ・利用料の徴収を猶予した事業者は、利用者負担分を含めて介護に要する費用の全額（10割）を審査支払機関に請求（3月17日、22日、23日、24日）
- ・震災によりサービス提供記録等を消失した場合に概算による請求が可能（4月5日）
- ・審査支払機関へ費用を支払うことのできない保険者については、審査支払機関が当該費用を立替払い（3月支払分から実施）

④児童福祉関係職員の派遣等

被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣するなどの対応について都道府県等に依頼（3月15日）

派遣可能人数 56自治体 396人（4月13日14時00分現在）

岩手県へ：児童福祉司、児童心理司など合計17人を派遣（3月25日～31日）

宮城県へ：児童福祉司、児童心理司合計33人を派遣（4月5日～11日）

児童福祉司、児童心理司合計10人を活動中（4月12日～15日）

福島県へ：児童福祉司、児童心理司合計12人を活動中（4月11日～15日）

⑤手話通訳者等の派遣

- ・東北関東大震災視覚障害者支援対策本部（視覚障害者関係団体等による対策本部）及び東日本大震災聴覚障害者救援中央本部（聴覚障害者関係団体等による対策本部）が、岩手県、宮城県、福島県に現地対策本部を設置し、ニーズ調査・支援チームを派遣（3月22日～）
- ・被災県の公的機関や避難所等に手話通訳者等の情報・コミュニケーション支援関係者

を派遣するため、各都道府県等に職員派遣を依頼（3月30日）、派遣可能人数を把握して被災県等に連絡（4月6日～）

派遣可能人数：179人（4月13日14時00分現在）

派遣状況：9人（4月13日14時00分現在）（うち、活動中 7人）（宮城県）

別途、国立障害者リハビリテーションセンターより1人派遣（3月22日～）

⑥年金における対応

○年金保険料の納付期限の延長、免除等

- ・厚生年金保険料の納付期限の延長及び猶予を行う（3月13日）とともに、延長期間中の口座振替を停止する（3月18日）旨の通知を发出
- ・国民年金保険料について、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨の通知を发出（3月13日）
- ・年金受給権者の現況届等の提出期限を延長する旨の通知を发出（3月31日）

○企業年金の掛金等の納付期限の延長

- ・厚生年金基金や国民年金基金の掛金等の納付や現況届の提出の期限延長及び猶予等を行うことが可能である旨を関係通知により周知（3月16日、3月29日、4月6日）

○年金事務所の開庁状況

- ・すべての年金事務所が開所（ただし、一部の業務を行えない年金事務所あり）
URL <http://www.nenkin.go.jp/office/map4.html>

○年金相談のための「被災者専用フリーダイヤル」を開設

- ・日本年金機構では、被災者の皆様からの年金相談等へ対応するために「被災者専用フリーダイヤル：0120-707-118」を開設（4月11日）

○日本年金機構における巡回相談

- ・年金事務所の職員による被災地等（岩手県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都）における出張巡回相談の実施（4月4日～）

⑦生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付

被災世帯に10万円（特別な場合20万円）の無利子貸付を行う緊急小口資金について、必要な都道府県の市町村社会福祉協議会において申込を受付け、貸付を実施（3月14日より順次受付開始）

- なお、被災地から県外へ避難された方は、避難先の社会福祉協議会で申込可能
- ・貸付件数：約18,000件、貸付金額：約25億円（いずれも4月10日現在）

⑧ボランティア活動の支援

- ・各被災地では、県や市町村の社会福祉協議会により災害ボランティアセンターが立ち上がっており、活動状況について、各社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会のホームページで情報提供

※東北3県における災害ボランティアセンターの設置状況（4月11日現在）

岩手県 20箇所、宮城県 19箇所（仙台市含む）、福島県 28箇所

※東北3県の災害ボランティアセンターの紹介によりボランティア活動を行っ

た者の延べ人数（3月31日現在）

岩手県 約9,800人、宮城県 約20,500人、福島県 約13,500人

○災害ボランティアセンターの体制強化

全国各地の社会福祉協議会から岩手県、宮城県、福島県、仙台市の災害ボランティアセンターに職員を派遣し、各地の災害ボランティアセンターの立ち上げ支援やボランティアの受け入れ準備を支援（4月11日時点の派遣先と派遣数）

- ・岩手県社会福祉協議会：59人
- ・宮城県社会福祉協議会及び仙台市社会福祉協議会：108人
- ・福島県社会福祉協議会：46人

○ボランティア活動の受け入れ状況

被災地の一部の市町村では市町村外や県外からのボランティア募集を開始
なお、応募できるボランティアの範囲や要件等の留意事項については、現地の社会福祉協議会のホームページや以下の関連のホームページで情報提供されているので、参加に当たっては事前に十分に確認することが必要

- ・全国社会福祉協議会「被災地支援・災害情報ボランティア情報」
URL <http://biog.goo.ne.jp/vc00000>
- ・助けあいジャパン(内閣官房震災ボランティア連携室と民間との連携プロジェクト)
URL <http://tasukeaijapan.jp>
- ・東日本大震災支援全国ネットワーク（今回の震災における被災者支援のために結成されたネットワーク組織） URL <http://www.jpn-civil.net>

⑨雇用促進住宅関係

- ・緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請（3月12日）。更に福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者に対する支援について、その事情を十分考慮して対応するよう同機構に要請（3月19日）
- ・雇用促進住宅の一時入居先としての提供期限について、原則、平成23年9月末までとしていたが、被災者が希望する場合には6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能とした（3月29日）
- ・被災者の負担軽減を図るため、駐車場料金の徴収を行わないよう同機構に要請（4月11日）

<雇用促進住宅利用可能戸数（4月7日現在）>

	利用可能戸数（戸）	確保済戸数（戸）	入居決定戸数（戸）
岩手県	2,334(241)	367	109
宮城県	687(46)	283	45

福島県	574(35)	999	265
3県以外の 都道府県	35, 892 (12, 792)	2, 266	816
全国計	39, 487 (13, 114)	3, 915	1, 235

注1 利用可能戸数は、被災者が利用することのできる戸数（確保済戸数を除いた数）。（ ）内はそのうち即時入居可能な戸数。それ以外は入居までの間に原則2～3週間限度の修繕期間を要する

注2 確保済戸数は、市町村災害対策本部等が被災者に具体的に提示している戸数（利用可能戸数には含まれない）

注3 入居対象となるのは次の者とし、市区町村対策本部等を経由して住宅管理会社たる（財）雇用振興協会（全国7支所）に対し、入居手続きを行うものである。

- ① 災害救助法に基づく指定区域内に居住する者であって、かつ、当該災害の影響で住宅に居住できなくなった方
- ② 福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者

（5）水道の被害状況（4月13日8時00分現在）

→復旧状況の経過及び詳細は別紙3「水道の被害状況」参照

①被害状況

8県で少なくとも30万戸で断水被害が生じている状況（4月12日8時00分時点では32万戸断水）^{※1}。これまでに復旧した総数^{※2}は200万戸（前回では198万戸）。

※1 4月8日以降は、3月11日の本震等によるものに、4月7日、4月11日及び4月12日の余震によるものを加えた。

※2 復旧戸数については、3月11日の本震等で断水しその後復旧したものが、4月7日、4月11日及び4月12日の余震で再び断水し復旧した場合、重複して計上している場合がある。

②応急給水・復旧への対応（日本水道協会による対応）

- ・日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を岩手、宮城、福島各県に担当割りして派遣し、当初の避難所等への応急給水中心の支援から、各市町村の断水調査、応急復旧計画の策定などの支援活動に徐々に移行。（全国の水道事業者による給水車の派遣、応急給水も継続）
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、関係者で構成する東日本大震災水道復旧対策特別本部を設置。

構成団体・機関

（社）日本水道協会（日水協）、全日本水道労働組合（全水道）、全日本自治団体労働組合（自治労）、全国簡易水道協議会（簡水協）、（社）日本水道工業団体連合会（水団連）、全国管工事業協同組合連合会（全管連）、（財）水道技術研究センター、厚生労働省（健康局水道課）

[3月26日第2回会合] 応援給水や水道復旧のための技術者派遣や車両の燃料調

達方法について情報交換し、必要な改善方策を検討。

[4月5日 第3回会合] 現地の復旧の進捗状況について情報交換し、水道水中の放射性物質のモニタリングについて意見交換。

【参考】

※4月12日14時07分頃発生した余震（最大震度6弱：福島県いわき市、茨城県北茨城市）により茨城県内において、一時約300戸が断水し、現在は約150戸に減少。

（内訳）

・福島県

いわき市を含む県内の市町村で新たな被害なし。

・茨城県

北茨城市 調査中（4/12 17:00時点）→断水約100戸（4/12 22:00時点）

ひたちなか市 断水戸数不明（4/12 17:00時点）→被害なし（4/12 22:00時点）

桜川市 断水戸数不明、配水管の破裂（4/12 17:00時点）

→断水200戸（4/12 18:00時点）→50戸（4/12 19:00時点）

（6）医薬品・物資等調達関係

→これまでの経過及び経緯等は別紙4「医薬品・物資等調達関係」参照

（7）雇用・労働関係

①雇用保険の特例等

○特例的な失業給付の支給

事業所が震災被害を受けたことにより休業や再雇用予約付で一時離職し、賃金が支払われない労働者に、特例的に失業給付を支給する特例措置を実施（3月12日、13日）

○「広域求職活動費」「移転費」等の支給対象となる被災地域を指定

被災求職者に対する職業転換給付金の「広域求職活動費」（遠隔地面接旅費相当）、「移転費」（転居費相当）、「訓練手当」の支給対象となる被災地域を指定（3月24日）

②雇用調整助成金の活用等

○雇用調整助成金の特例

震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、当面、青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和（事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること）を実施（3月17日）

○派遣労働者の雇用維持・確保

①現在締結されている労働者派遣契約をできる限り継続すること、②やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当の支払いに努めること、③労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業場所の確保に努めること等について、厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主

要経済団体に要請（3月28日）

○有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保

有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をすること等について、厚生労働大臣名で、主要経済団体に要請（3月30日）

○産休切り・育休切り等への対応

被災地等における労働局雇用均等室に、産前産後休業や育児休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いなどの相談に対応するため、雇用均等特別相談窓口を開設するよう都道府県労働局に指示（4月6日）

③就職支援の強化等

- ・被災地を含む全国のハローワークにおいて、震災特別相談窓口の設置、広域職業紹介の実施、避難所への出張相談の実施、求人の確保、合同求人面接会の実施など、被災者に対する就職支援を強化（3月25日）
- ・独立行政法人雇用・能力開発機構の青森、岩手、宮城、福島及び茨城センターにおいて、職業訓練受講者及び事業主等に対する職業訓練や助成金の取扱い等に係る相談援助を行う「震災特別相談窓口」を設置（4月4日）

④新規学卒者に対する就職支援

- ・厚生労働大臣・文部科学大臣連名で以下の内容について主要経済団体等（258団体）に要請（3月22日）
 - 採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるよう、また、予定期日に入社できるよう努力すること
 - 被災地の学生の入社時期やエントリーシートの提出締切等について柔軟に対応すること
 - 震災により採用内定取消しにあった学生の採用に協力すること
- ・東北地方太平洋沖地震により採用内定取消しなどを受けた学生・生徒等を対象とした相談窓口（学生等震災特別相談窓口）を3月28日までに全国の新卒応援ハローワークに開設（56箇所設置予定）
- ・採用内定取消しなどに関する事業主からの相談状況（3月25日現在（3月11日～25日））
相談件数：全国288件（うち岩手40件、宮城40件、福島59件）うちハローワークの説明・説得等により内定取消しをしないこととした数：35件（うち岩手7件、宮城2件、福島5件）
- ・採用内定取消しなどに関する事業主からの通知件数（3月31日現在）
内定取消し：全国123人（うち高校生71人、大学生等52人。岩手県24人、宮城県13人、福島県7人、東京都63人）
入職時期繰下げ：全国693人（うち高校生346人、大学生等347人。岩手県25人、宮城県117人、福島県109人、東京都385人）

⑤被災者等就労支援・雇用創出推進会議

- ・東日本大震災などの被災者等の就労の支援・雇用創出を促進するため、当面の緊急総合対策として『「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1（第1段階）』を

とりまとめ（4月5日）

⑥労働保険

○労働保険料の納付期限の延長関係

震災により多大な被害を受けた地域における労働保険料及び障害者雇用納付金の納付期限の延長等について、対象地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）等を正式に決定する告示を制定（3月24日）

○被災地における労災保険の事務処理について通知

東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定め、迅速な労災補償を行うこととした（3月24日）

○東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

労災診療を行った指定医療機関等が、被災により診療録等を滅失した場合や、被災地域の指定医療機関からの通常の手続による請求が困難な場合における労災診療費等の請求方法等について、都道府県労働局に通知するとともに、関係団体に対して周知を依頼（3月30日）

⑦被災地における労働災害の防止

- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知（3月18日）
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、次の事項を具体的に建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知（3月28日）
 - ①建築物の解体、改修工事、がれきの処理における労働災害防止対策
 - ②応急仮設住宅の建築における安全対策 等
- ・マスク製造企業から提供を受けた防じん用マスクを被災地の労働局において無償配布（第1次：2万枚（4月1日～）、第2次：7万枚（4月11日～））
- ・屋外のがれき処理作業における防じん用マスクの不足に対処するため、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認めることとした。（4月11日）

⑧労働局の対応

→これまでの経過及び経緯等は別紙5「労働局の対応」参照

○現在実施中のもの及び第45報以降新たに記載したもの

- ・岩手県、宮城県、福島県の労働局、ハローワーク、労働基準監督署で特別相談窓を設置
- ・全国の避難所の入所者を対象としたハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施中

○相談実績

【被災地】

<岩手労働局>

- ・震災に関する窓口相談
ハローワークにおける相談件数
（被災者からの相談 21,166件 3月28日～4月10日）
（被災事業主からの相談 4,126件 3月28日～4月10日）
労働基準監督署における相談（相談件数1,137件 3月22日～4月8日）
- ・出張相談 （7箇所、相談件数83件 4月10日現在）
- ・電話相談 （相談件数216件 土日のみ4月10日現在）

<宮城労働局>

- ・震災に関する窓口相談
ハローワークにおける相談件数
（被災者からの相談 23,969件 3月28日～4月10日）
（被災事業主からの相談 8,158件 3月28日～4月10日）
労働基準監督署における相談（相談件数3,200件 3月22日～4月8日）
- ・出張相談 （6箇所、相談件数330件 4月10日現在）
- ・電話相談 （相談件数1,457件 土日のみ4月10日現在）

<福島労働局>

- ・震災に関する窓口相談
ハローワークにおける相談件数
（被災者からの相談 23,953件 3月28日～4月10日）
（被災事業主からの相談 6,339件 3月28日～4月10日）
労働基準監督署における相談（相談件数3,194件 3月22日～4月8日）
- ・出張相談 （24箇所、相談件数267件 4月10日現在）
- ・電話相談 （相談件数1,289件 4月12日現在）

【被災地以外】

- ・ハローワークにおける相談件数
（事業主からの震災に伴う相談 10,214件 3月28日～4月3日）
- ・出張相談 （80箇所、相談件数757件 4月10日現在）
（青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、山梨、富山、福井、滋賀）

○労働基準監督署及びハローワークの開庁状況

岩手、宮城及び福島労働局管内における労働基準監督署及びハローワークの現時点の開庁状況について厚生労働省ホームページ上に掲載

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015q3n.html>

※被災地のハローワークにおけるサービス提供時間の拡大

特に被害の大きい岩手、宮城及び福島労働局管内のハローワーク14箇所においてサービス提供時間を拡大（4月9日～）

○実施ハローワーク

岩手労働局：釜石所、宮古所、大船渡所、久慈所

宮城労働局：仙台所、石巻所、塩釜所、気仙沼所

福島労働局：福島所、平所、会津若松所、郡山所、二本松所、相馬所

○サービス提供時間：平日19時まで、土日祝祭日17時まで開庁

○業務内容：職業紹介関係業務、雇用保険関係業務及び各種助成金関係業務

土日祝祭日は、労働基準監督署職員による労働相談も実施
○実施期間：平成23年4月9日から同年5月末日

(8) 厚生労働省からのお知らせ

→これまでの経過及び経緯等は別紙6「厚生労働省からのお知らせ」参照

① ワンストップサービス

避難所生活を余儀なくされている方々の生活支援に幅広く対応するため、福祉・くらしの相談、雇用・労働の相談等を、労働局、社会福祉協議会及び年金事務所の職員が共同で行うワンストップサービスを実施

② 避難所等への情報伝達

被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」の発行、避難所等への配布を開始（4月5日～）

第1号（4月5日）

第2号（4月12日）

③ 分野別の情報伝達

○雇用・労働関係

「従業員・失業者・訓練受講者向け」及び「事業主向け」に、これまでの雇用・労働関係での特例措置をとりまとめたリーフレットを作成し、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署等で配布（3月29日）。今後も随時改訂予定

※中央合同庁舎第5号館職員食堂における福島県産野菜の使用

・厚生労働省の入居する中央合同庁舎第5号館職員食堂において、福島県産野菜を使用したメニューを提供

○場所：地下1階大食堂

○使用する野菜

当面、出荷制限を受けていない福島県産野菜から、調達可能なキュウリ、トマト、長ネギ、ミツバを毎日各々5kg程度

○開始時期：平成23年4月12日から当分の間

○その他：今後、調達可能な野菜が増えた場合は順次追加

(9) 原発事故関係

→これまでの経過は別紙7「原発事故関係」参照

① 原発事故の対応

○労働者の安全衛生

・福島第一原発において、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にやむを得ない緊急の場合に限り、作業に従事する労働者が受ける実効線量の限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引上げ（省令改正）（3月15日）

・福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所の責任者に対し、緊急作業に従事した労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示。併せて、東京電力本社の担当者本省に呼び、上記指示を説明し、本社としての適正な管理を要請（3月16日）

- ・福島第一原発において3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生したことを受け、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう口頭指導(3月24日)するとともに、指導票の交付による文書指導を実施(3月26日)
- ・福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所に対し、作業員の個人被ばく線量の測定と被ばく限度の管理について徹底するよう口頭指導(3月30日)
- ・福島第一原子力発電所において、3月24日に被ばくした作業員3人に関する今後の健康診断について、福島労働局から事業者へ指示(4月10日)

○健康相談・医師の派遣

- ・放射線の影響に関する健康相談について、①原子力安全委員会が除染のためのスクリーニングレベルを変更したことを受けて、除染を要しない人の範囲を修正すること、②健康相談等の際に、サーベイメータによるサーベイを受けたことの証明書等の発行の対応が望ましくないことを周知(3月21日)
- ・健康相談等に活用するため、一般の方に向けたQ&A及び他省庁・関係機関・学会等が作成しているQ&A等について情報提供(3月23日)
- ・福島県からの避難所における被ばく不安解消を目的とした身体汚染スクリーニング等対応のための医師等の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、地方自治体の要請事項に応じられる程度を打診(3月15日)。厚生労働省より福島県への医師等の派遣を調整(3月17日)

○日本さい帯血バンクネットワークの対応

原発事故による放射能被害に備え、日本さい帯血バンクネットワークは緊急連絡体制を整備

○一般社団法人日本スキンバンクネットワークの対応

災害による熱傷被害に迅速に対応するため、一般社団法人日本スキンバンクネットワークは緊急連絡体制を整備。専門医向けの情報をホームページに掲載

URL <http://www.jsbn.jp/index.html#topics>

○入院患者等の福島県外等への搬送

屋内退避指示が出ている20~30km圏内の病院の入院患者、特養・老健施設などの入居者について、厚生労働省で、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を進めたところ

- ・入院患者
6病院、要搬送者数約700人の搬送が3月21日までに終了
- ・介護施設入居者等
18施設、定員約980人の搬送が3月22日に終了(ご家族で対応された方を含む)

②水道の対応

○原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、

- ①指標値(放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg)を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること

②生活用水としての利用には問題がないこと

③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと

等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、3月21日）

○水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）

○厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）

○水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）

○水道水の放射性物質の調査結果を公表（直近発表過去3回分）

[4月10日]福島県内92データ及び福島県以外45データ

[4月11日]福島県内113データ及び福島県以外287データ

[4月12日]福島県内93データ及び福島県以外248データ

【直近調査結果状況】4月12日に入手したデータ341データのうち指標等超過0件

○調査結果に基づき以下のとおり対応

	水道事業者等	乳児		一般	
		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘村飯舘簡易水道事業(飯舘村)	3/21		3/21	4/1
	伊達市月舘簡易水道事業(伊達市)	3/22	3/26		
		3/27	4/1		
	川俣町水道事業(川俣町)	3/22	3/25		
	郡山市上水道事業(郡山市)	3/22	3/25		
	南相馬市原町水道事業(南相馬市)	3/22	3/30		
	田村市水道事業(田村市)	3/22	3/23		
		3/26	3/28		
いわき市水道事業(いわき市)	3/23	3/31			
茨城県	東海村上水道事業(東海村)	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業(常陸太田市)	3/23	3/26		
	北茨城市上水道事業(北茨城市)	3/24	3/27		
	日立市水道事業(日立市)	3/24	3/26		
	笠間市上水道事業(笠間市)	3/24	3/27		
	古河市水道事業(古河市)	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業(取手市)	3/25	3/26		
栃木県	宇都宮市上水道事業(宇都宮市)	3/25	3/25		
	野木町水道事業(野木町)	3/25	3/26		

千葉県	千葉県水道事業 (ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場)	3/23	3/25		
	(柏井浄水場(東側施設))	3/26	3/27		
	北千葉広域水道用水供給事業	3/23	3/26		
	印旛郡広域水道用水供給事業	3/26	3/27		
東京都	東京都水道事業(23区5市)	3/23	3/24		

※「乳児」は乳児による水道の摂取（乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等）を控える広報等、「一般」は住民による飲用を控える広報等を示す。また、「開始」「解除」はそれぞれ当該広報等の開始、解除を示す

③食品の対応

○食品衛生法に基づく放射性物質を含む食品への対応

《暫定規制値の設定》

- ・食品中の放射性物質について、原子力安全委員会により示されていた指標を参考に、暫定規制値を設定（3月17日）
- ・食品中の放射性物質の健康への影響について科学的評価を得るため、食品安全委員会へ諮問（3月20日）
- ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、食品安全委員会の「緊急取りまとめ」などにかんがみ、現状においては、食品衛生法上の暫定規制値を維持すべきとの所見を公表（4月4日）
- ・原子力災害対策本部が取りまとめた食品の出荷制限及び摂取制限の設定及び解除の考え方を踏まえ、関係省庁と協議の上で決定された都道府県等の検査計画等の内容について、食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱いと併せて発表（4月4日）
- ・魚介類から放射性ヨウ素が相当程度検出されたことから、原子力安全委員会の助言を受け、魚介類に対する放射性ヨウ素の暫定規制値について設定（4月5日）
- ・魚介類中の放射性ヨウ素に関する食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼（4月6日）
- ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会を設置し、同部会において、魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて当面の所見を取りまとめ（4月8日）

《検査結果の公表》（直近発表過去3回分）

[第32報] 群馬県、兵庫県、新潟県、宮城県、山形県、茨城県（4月11日）

[第33報] 福島県での緊急モニタリング結果、神奈川県、茨城県、千葉県、新潟県、山形県（4月12日）

[第34報] 茨城県（4月12日）

【検査実施状況】 検査件数1,346件、うち暫定規制値超過171件（4月12日現在）

○原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限、摂取制限の指示

[3月21日] 福島県（出荷制限→ハウレンソウ・カキナ・原乳）

茨城県・栃木県・群馬県（出荷制限→ハウレンソウ・カキナ）

[3月23日] 福島県（出荷制限及び摂取制限→非結球性葉菜類及び結球性葉菜類・アブラナ科の花蕾類、出荷制限→カブ）

茨城県（出荷制限→パセリ・原乳）

- [4月 4日] 千葉県香取市及び多古町（出荷制限→ハウレンソウ）
千葉県旭市（出荷制限→ハウレンソウ・チンゲンサイ・シュンギク・サンチュ・セルリー・パセリ）
- [4月 8日] 福島県喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町（出荷制限解除→原乳）
群馬県（出荷制限解除→ハウレンソウ、カキナ）
- [4月10日] 茨城県（出荷制限解除→原乳）
- [4月13日] 福島県飯舘村（出荷制限及び摂取制限→原木しいたけ（露地））
福島県伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村（出荷制限→原木しいたけ（露地））

※計画停電に係る経過等は、別紙8「計画停電に係る対応」参照

3 通知等

- 上記以外に、第46報以降に新たに発出した通知等は、以下のとおり。
 - ・「東日本大震災及び長野県北部の地震による被災者に係る保険料の取扱い等について」（4月12日 社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室）
被災のため介護保険料の納付を減免又は徴収猶予された中国残留邦人等の支援給付受給者に係る取扱いについて、地方自治体へ連絡するもの
 - ・「経腸栄養剤の適正使用に関するお願いについて（その2）」（4月13日 医政局経済課・保険局医療課）
震災の影響により、一時的に供給量が減少すると予測される一部の経腸栄養剤について、医療機関及び薬局に対してその適正使用を依頼していたが、これについて再周知するとともに、5月後半以降は状況が改善される見込みであること等の当該医薬品の生産状況について関係団体に連絡するもの
 - ・「東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について」（4月13日 保険局総務課医療費適正化対策推進室、保険課、国民健康保険課、高齢者医療課）
医療保険者が行う被災者への特定健康診査等については、被災者からの健診費用の自己負担の徴収を免除するなど配慮すること、避難先の医療保険者が代行することが可能であること等を都道府県等に連絡するもの
 - ・「東日本大震災の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ&Aについて」（4月13日 社会・援護局福祉基盤課）
震災による被害を受けた社会福祉法人に対する指導監査の弾力化について、地方自治体及び各地方厚生局へ連絡するもの
- 既に発出している通知等については、厚生労働省HPに掲載されている通知一覧を参照
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000178dn.html>

【災害救助法関係】

○災害救助法の適用〔都道府県知事が決定〕

- ・宮城県が全35市町村に適用 (3月11日22時30分)
- ・岩手県が全34市町村に適用 (3月12日18時00分)
- ・東京都が47区市町に適用 (3月12日18時00分) ※
- ・福島県が全59市町村に適用 (3月17日14時00分)
- ・長野県が1村に適用 (3月12日17時00分) ※※
- ・新潟県が2市1町に適用 (3月12日17時00分) ※※
- ・青森県が1市1町に適用 (3月13日18時15分)
- ・茨城県が28市7町2村に適用 (3月15日20時30分)
- ・栃木県が15市町に適用 (3月17日14時30分)
- ・千葉県が6市1区1町に適用 (3月24日18時00分)

※は、帰宅困難者対応

※※は、3月12日発生した長野県北部を震源とする地震により適用となったもの

(注) 4月7日23時32分頃に発生した余震(最大震度:宮城県栗原市等6強)による新たな適用はなし(今回の余震に係る地域の多くは、既に災害救助法の適用(3月11日から適用。避難所等につき、当面、2ヶ月間だが、今後再延長あり得る)となっており、その余の地域には災害救助法の適用を要する程の被害がなかったため[各県判断])

(注) 4月11日17時16分頃に発生した余震(最大震度:福島県中通り等6弱)及び、4月12日14時07分頃に発生した余震(最大震度:福島県浜通り等6弱)による新たな適用はなし(今回の余震に係る地域の多くは、既に災害救助法の適用(3月11日から適用。避難所等につき、当面、2ヶ月間だが、今後再延長あり得る)となっており、その余の地域には災害救助法の適用を要する程の被害がなかったため[各県判断])

【医療等活動関係】

○宮城県・福島県・岩手県の災害拠点病院の診療体制

※医療機関への電話連絡による集計（4月7日11時00分現在）

宮城県 14病院のうち、入院制限なし13病院、外来制限なし11病院
福島県 8病院のうち、入院制限なし7病院、外来制限なし7病院
岩手県 11病院のうち、入院制限なし10病院、外来制限なし10病院

○患者の受入可能病床数

被災県以外の都道府県の医療機関における患者の受入が可能な病床数について、調査を実施

・ 国立病院機構病院	128病院	1487床	(4月5日現在)
・ 国立高度専門医療研究センター	8病院	216床	(4月5日現在)
・ 社会保険病院 厚生年金病院 船員保険病院	35病院	約370床	(3月27日現在)
・ 労災病院	30病院	284床	(4月12日現在)
・ 日本慢性期医療協会	192病院	約1100床	(3月25日現在)
・ 日本病院会	227病院	約1500床	(3月31日現在)

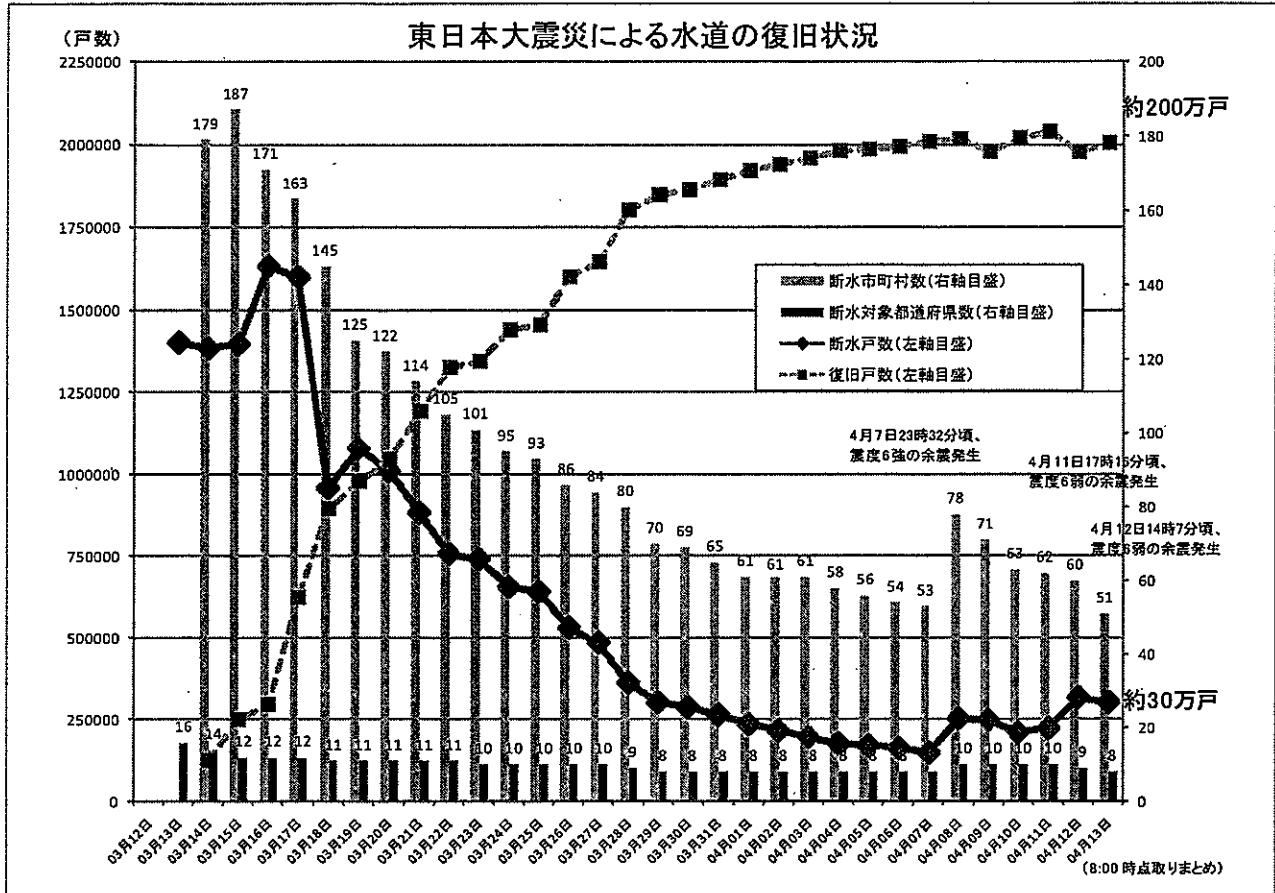
○「心のケアチーム」の派遣調整（4月11日14時00分現在）

- ・ 岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく心のケアチームの派遣斡旋の要請を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター及び各都道府県と、派遣可能なチーム数や期間の早急な調整を開始（3月13日）
- ・ 3月中は、派遣可能な期間のみ緊急に活動する体制として35チームを確保し、順次、被災県にて活動を実施。（3月17日～31日）
- ・ 4月以降は、同一地域で同一都道府県等のチームが継続的に支援することを原則に、改めて各都道府県と調整を行い、現時点で、継続的に支援を行うチームとして39チームを確保。順次、各地域での支援を実施する

【水道の被害状況】

平成23年4月13日8時00分現在

①復旧状況の経過



②県別の被害状況について

1) 岩手県 <約2.6万戸断水>

大船渡市	: 断水 15,600戸→断水 5,100戸 (復旧10,500戸) (応急給水中)
陸前高田市	: 断水 8,000戸→断水 7,162戸 (復旧 838戸) (応急給水中)
釜石市	: 断水 12,904戸→断水 4,954戸 (復旧 7,950戸) (応急給水中)
大槌町	: 断水 5,605戸→断水 4,038戸 (復旧 1,567戸) (応急給水中)
宮古市	: 断水 11,090戸→断水 949戸 (復旧10,141戸) (応急給水中)
山田町	: 断水 6,000戸→断水 3,300戸 (復旧 2,700戸) (応急給水中)
岩泉町	: 断水 670戸→断水 40戸 (復旧 630戸) (応急給水中)
田野畑村	: 断水 395戸→断水 355戸 (復旧 40戸) (応急給水中)
野田村	: 断水 1,680戸→断水 300戸 (復旧 1,380戸) (応急給水中)
一関市	: 断水 22,600戸→断水 120戸 (復旧22,480戸) (応急給水中)

復旧済み

盛岡市、岩手町、滝沢村、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、藤沢町、久慈市、普代村、洋野町、二戸市、一戸町、花巻市、北上市、遠野市、平泉町、奥州市

2) 宮城県 <約16.6万戸断水>

塩竈市 : 断水 25,852戸→断水12,461戸(復旧 13,391戸) (応急給水中)
 仙台市 : 断水206,500戸→断水 6,400戸(復旧200,100戸) (応急給水中)
 気仙沼市 : 断水 25,800戸→断水12,880戸(復旧 12,920戸) (応急給水中)
 多賀城市 : 断水 22,485戸→断水 180戸(復旧 22,305戸) (応急給水中)
 女川町 : 断水 3,049戸 (応急給水中)
 松島町 : 断水 5,513戸→断水 551戸(復旧 4,962戸) (応急給水中)
 白石市 : 断水 9,410戸→断水 400戸(復旧 9,010戸)
 岩沼市 : 断水 15,979戸→断水 609戸(復旧 15,370戸) (応急給水中)
 名取市 : 断水 9,200戸→断水 2,200戸(復旧 7,000戸) (応急給水中)
 柴田町 : 断水 14,559戸 (応急給水中)
 亘理町 : 断水 11,847戸→断水 8,696戸(復旧 3,151戸) (応急給水中)
 七ヶ浜町 : 断水 6,518戸 (応急給水中)
 大郷町 : 断水 2,419戸→断水 100戸(復旧 2,319戸) (応急給水中)
 山元町 : 断水 5,453戸→断水 2,693戸(復旧 2,760戸) (応急給水中)
 利府町 : 断水 11,536戸

石巻広域水道(石巻市、東松島市) : 断水75,673戸
 →断水66,936戸(復旧 8,737戸) (応急給水中)

登米市 : 断水 26,441戸→断水 3,632戸(復旧 22,809戸)
 栗原市 : 断水 25,420戸→断水 4,160戸(復旧 21,260戸)
 大崎市 : 断水 4,700戸→断水 3,400戸(復旧 1,300戸)
 七ヶ宿町 : 断水 95戸→断水 95戸(復旧 0戸)
 南三陸町 : 断水 5,066戸→断水 5,016戸(復旧 50戸) (応急給水中)
 復旧済み 色麻町、加美町、丸森町、川崎町、角田市、白石市、美里町、村田町、
 涌谷町、大河原町、大和町、大衡村、富谷町、蔵王町

3) 福島県 <約10.1万戸断水>

福島市 : 断水111,000戸→断水 55戸 (復旧110,945戸) (応急給水中)
 矢吹町 : 断水 6,130戸→断水 65戸 (復旧 6,065戸)
 南相馬市 : 断水 18,000戸→断水 900戸 (復旧 17,100戸)
 いわき市 : 断水130,000戸→断水100,000戸 (復旧 30,000戸) (応急給水中)
 葛尾村 : 断水 120戸 (避難指示)

相馬地方水道企業団(相馬市、新地町) : 一部断水
 → 津波被害地域を除き90%復旧 (応急給水中)

復旧済み 福島地方水道用水供給事業、白河地方水道用水供給企業団、二本松市、
 伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、玉川村、三春町、小野町、
 平田村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、猪苗代町、国見町、
 天栄村、泉崎村、田村市、白河市、西郷村、郡山市、須賀川
 市、鏡石町、飯館村、鮫川村

※双葉地方水道企業団(双葉町他4町)及び浪江町は、避難指示により被害調査を
 含め一切の活動を停止。

4) 秋田県 <約240戸断水>

由利本荘市 : 断水 160戸 (応急給水中)
 東成瀬村 : 断水 502戸→断水 75戸 (復旧 427戸) (応急給水中)
 復旧済み 北秋田市、能代市、八峰町、三種町、藤里町、五城目町、男鹿市、潟
 上市、八郎潟町、美郷町、大仙市、仙北市、大館市、秋田市、横手市、
 湯沢市

5) 茨城県 <約8,600戸断水>

茨城県による用水供給事業において10浄水場のうち1浄水場で送水停止

北茨城市 : 断水 17,000戸→断水 100戸 (復旧16,900戸)

鹿嶋市 : 断水 16,600戸→断水 2戸 (復旧16,598戸)

潮来市 : 断水 9,900戸→断水 1,700戸 (復旧 8,200戸)

桜川市 : 断水 12,100戸→断水 50戸 (復旧12,050戸)

神栖市 : 断水 28,931戸→断水 6,731戸 (復旧22,200戸)

復旧済み

水戸市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、鉾田市、小美玉市、城里町、美浦村、河内町、八千代町、利根町、土浦市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、日立市、大洗町、高萩市、常陸大宮市、東海村、大子町、ひたちなか市、那珂市、茨城町、石岡市、稲敷市、行方市

6) 栃木県 <約450戸断水>

矢板市 : 断水 11,000戸→断水 70戸 (復旧10,930戸) (応急給水中)

さくら市 : 断水 410戸→断水 380戸 (復旧 30戸) (応急給水中)

復旧済み

宇都宮市、足利市、真岡市、大田原市、那須塩原市、市貝町、芳賀町、高根沢町、益子町、茂木町、那珂川町、那須烏山市、那須町

7) 千葉県 <約180戸断水>

旭市 : 断水 18,736戸→断水 26戸 (復旧18,710戸) (応急給水中)

香取市 : 断水 19,800戸→断水 150戸 (復旧19,650戸)

復旧済み

佐倉市、柏市、我孫子市、木更津市、君津市、成田市、銚子市、山武郡市広域水道企業団 (東金市、山武市他3町)、八匝 (はっそう) 水道企業団 (匝瑳市、横芝光町)、いすみ市、長門川水道企業団 (栄町、印西市)、東庄町、神崎町、千葉県水道局 (千葉市他10市)

8) 長野県 < 6戸断水 >

栄村 : 断水 695戸 → 断水 6戸 (復旧689戸) (応急給水中)

復旧済み

諏訪市、豊丘村、岡谷市、高森町、野沢温泉村、飯山市

◎区域内のすべての水道が復旧済みの都道県

北海道、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、岐阜県、青森県、山形県

※ (応急給水中) については報告のあったもののみ記載

【医薬品・物資等調達関係】

○医薬品・衛生材料等（4月13日12時00分現在）

医薬品・医療機器の需要・供給状況等

- ・医療用酸素ポンベの補給要請があり、宮城県に対して7000ℓ×103本など合計538本、岩手県に対して7000ℓ×20本など合計68本を搬送済
- ・破傷風トキソイドワクチンの補給要請（宮城県）に対して100本を搬送済
- ・透析輸液の補給要請（宮城県）に対して270本を搬送済
- ・ダイアライザーの補給要請（宮城県）に対して2000本を搬送済
- ・救急セットの補給要請に対して5000個を追加搬送済（合計6000個を搬送済）
- ・病院食の補給要請（宮城県）に対して、無洗米1000kg、水1320ℓ、お粥2006パック、濃厚流動食2520本を搬送済
- ・紙おむつの補給要請（岩手県、宮城県、福島県など）に対して93万枚を追加搬送済（合計214万枚を搬送済）
- ・日本薬剤師会、神奈川県薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会、日本OTC医薬品協会などが、3月21日、25日、28日及び29日、岩手県・宮城県に対して、かぜ薬や胃腸薬などの一般用医薬品及びナプキンやオムツなどの衛生材料の詰め合わせなど計4,680箱などを水産庁の船便により搬送。各県に入港後は、県の医薬品集積所に搬送され、現地入りした医師や看護師などが携行するほか、生活物資と併せて避難所等に供給
- ・リネン類の補給要請（宮城県）に対して毛布1000枚を搬送済
- ・ウェットティッシュ等の補給要請（宮城県）に対してウェットティッシュ7600個、消毒洗浄ジェル9000個を搬送済
- ・被災地（宮城県・岩手県）の医師会から補給要請があった医療用医薬品に対して、日本医師会が、厚生労働省の要請を受けた日本製薬工業協会から調達し、医療用医薬品（約10t）を現地の医師会へ搬送済
- ・生理用品の補給要請（岩手県、宮城県、福島県）に対して11万枚を追加搬送済（合計190万枚を搬送済）
- ・マスクの補給要請（岩手県、宮城県、福島県）に対して124万枚を搬送済
- ・慢性疾患薬などの医療用医薬品を、日本ジェネリック医薬品学会が、日本ジェネリック製薬協会（JGA）の協力により3月26日までに宮城県及び福島県へ搬送済
- ・岩手県、宮城県及び福島県の災害対策本部からの要請に対し、被災労働者等への支援を目的とした労災保険による事業として、岩手県へ消毒薬や湿布薬などの一般用医薬品1,500個を搬送済（3月23日15時）。また、29日17時までに宮城県、福島県に対して一般用医薬品8,000個を搬送済
- ・成人用、小児用の歯ブラシ約206,000本などの被災地向けの歯科保健医療に関する救援物資を、日本歯科医師会等の協力により宮城県・岩手県・福島県に送付済（3月24日、30日）
- ・抗菌薬、糖尿病治療薬、降圧剤などの避難所向けの医療用医薬品30トン、日本製薬工業協会の協力により3月25日に宮城県・岩手県・福島県に搬送済。また、3月30日に抗菌剤、総合感冒薬などの医療用医薬品4トン、福島県に搬送済
- ・日本歯科医師会等の関係団体に、歯ブラシなどの歯科保健医療に関する救援物資に関する協力を依頼（3月29日）
- ・各都道府県が所有する歯科巡回診療車等の貸与等、被災地の歯科保健医療の確保に

必要な支援に関する協力を各都道府県へ依頼（3月29日）

- ・ 一般用医薬品の補給要請（岩手県、宮城県、福島県）に対して、メーカー各社による直送及び官邸手配のトラックによる配送により、かぜ薬等の一般用医薬品約151,000個・瓶、マスク180,000枚を搬送済（3月23～29日）
- ・ 歯科巡回診療車については、日本歯科医師会等の協力の下、5台を貸与。岩手県で計2台（千葉県所有1台、愛知県歯科医師会所有1台）、宮城県で計3台（広島県歯科医師会所有1台、栃木県所有1台、徳島県歯科医師会所有1台）が活動中。このほか、2台の貸与について調整中（4月13日）
- ・ 熱救急シートの補給要請（岩手県、福島県）に対して6,000枚を搬送済
- ・ うがい薬の補給要請（岩手県）に対して5,300本を搬送済

○毒物劇物関係

- ・ 毒物又は劇物が事業所外へ流出する事態に対し、周辺住民への注意喚起の周知、毒物又は劇物の速やかな回収及び警察、消防機関への情報提供等の対応を自治体に対して要請（3月30日）

○生協関係

【食料・日用品】

- ・ 日本生協連は、各地の生協とともに、被災者支援のための緊急支援物資を配送。主に岩手県、宮城県、福島県の各生協に水・食料・毛布など約1,170万点を提供（4月6日現在）
- ・ いわて生協、みやぎ生協などは、被災地で炊き出しなど食事提供

【燃料】

- ・ 各地の生協は、被災地現地での物資運搬等のためのガソリン75.1キロリットル、軽油142.8キロリットル、灯油236.9キロリットルをタンクローリーで提供（4月8日現在）

【その他】

- ・ 各地の182生協で、店舗・宅配などで緊急募金活動を実施（4月7日現在）
- ・ 各地の23生協が、被災地の組合員を中心に安否確認・お見舞い活動支援を実施（3月17日～）

※活動状況などについての詳細は日本生協連のホームページで情報提供

URL <http://jccu.coop/>

○福祉用具関係

- ・ 福祉用具の提供要請（宮城県）に対して、日本福祉用具・生活支援用具協会の協力により、歩行補助つえ100本、マットレス30枚を送付済（4月3日～4月5日）
- ・ 日本補聴器工業会、日本補聴器販売店協会等の補聴器関係団体の協力により、被災県等において補聴器、電池、修理・点検を無料提供（3月30日～）

【労働局の状況】

【被災地】

<岩手労働局>

- ・特別相談窓口を設置（相談件数14,317件 4月10日現在）
- ・労働局において、フリーダイヤルによる「電話相談」を実施（相談件数172件 3月26日、27日）（相談件数30件 4月2日、3日）（相談件数14件 4月9日、10日）
- ・盛岡市、釜石市、大船渡市及び宮古市の避難所において、入所者を対象としたハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施（盛岡市4月5日、6日計2箇所、釜石市3月29日～4月12日計23箇所、大船渡市4月5日～12日計5箇所、宮古市3月30日2箇所）
- ・約400箇所の避難所あてに労働行政の相談内容及び連絡先等をまとめた張り紙を作成し、岩手県に対して広報を依頼（3月29日）

<宮城労働局>

- ・庁舎が使用不能の気仙沼所について、市役所に窓口を設置し、失業認定等の業務を開始（3月20日）
- ・労働局、ハローワーク、労働基準監督署で特別相談窓口を設置（相談件数16,338件4月11日現在）
- ・「電話相談」を実施（相談件数834件 3月26日、27日）（相談件数401件4月2日、3日）（相談件数222件 4月9日、10日）
- ・特別相談窓口の設置等についての労働者向け周知資料を作成し、市町村対策本部を通じて配布、30市町村の避難所に掲示（3月28日～）
- ・総合相談を開催する地方自治体と連携して、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施（山元町3月29日、亘理町3月30日、丸森町、川崎町4月1日、南三陸町4月6日、4月27日予定、岩沼市4月8日）
- ・各省庁合同の相談窓口「災害特別総合行政相談所」に参加予定（仙台市4月14日、岩沼市4月20日）
- ・多賀城市、塩竈市、東松島市、名取市、気仙沼市、石巻市、松島町及び亘理町の避難所において、入所者を対象としたハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施（4月11日、12日計23箇所、4月13日～15日計33箇所予定）

<福島労働局>

- ・福島市、郡山市、白河市、会津若松市、須賀川市、塙町、矢吹町、西郷村、喜多方市及び小野町（おのまち）の避難所において、入所者を対象とした「労働出張相談」を実施（延べ24回・23箇所相談件数267件 4月11日現在）：賃金・休業手当、雇用調整助成金、雇用保険給付、労基法相談に関するものが主（3月16日～）
- ・避難所以外の「労働出張相談」（いわき市、新地町商工会）（3月31日～ 相談件数157件4月10日現在）
- ・管轄内に「原発20～30キロ屋内退避圏」を一部有するいわき市では、いわき地区の安定所（平、磐城（出張所）、勿来（出張所））を開庁（3月17日）
- ・労働局及び労働基準監督署・ハローワークで特別相談窓口を設置（相談件数5,572件 4月11日現在）
- ・避難所への臨時・短期・アルバイト求人の掲示開始
労働局は、自治体災害対策本部を通じて、避難所で週2回程度掲示（3月22日～）
- ・「福島労働局被災者ホットライン」（被災者向けフリーダイヤル電話相談）を実施

(相談件数1,253件 4月11日現在) (3月23日～)

- ・避難所の入所者を対象とするチラシ「福島労働局からのお知らせ」創刊。監督署ハローワークは、自治体災対本部を通じて、避難所で配布。各種情報のほか、出張相談、電話相談を通じ得られた被災者のよくある質問をQ & Aで掲載。週1～2回発行(3月24日、31日、4月1日)
- ・他町村に移転した福島県内市町村役場へのヒアリングを実施(3月29日 富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、楢葉町、広野町)
- ・福島市、二本松市、いわき市、猪苗代町及び相馬市の避難所において、入所者を対象としたハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(4月11日、12日計11箇所、4月13日～15日計24箇所予定)

【被災地以外】

<青森労働局>

- ・避難中の被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(市川公民館、湊公民館4月4日)

<秋田労働局>

- ・秋田市大森山老人子供の家ほか県内18か所の避難所に避難中の被災者の方に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(3月28日～4月4日)

<山形労働局>

- ・県内5箇所の避難所に避難中の被災者の方に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(3月29日1箇所、3月30日2箇所、4月5日1箇所、4月8日1箇所)

<茨城労働局>

- ・避難中の被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(取手競輪場4月8日、神栖市平泉コミュニティセンター4月11日)

<栃木労働局>

- ・避難所に避難中の被災者の方に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(姿川生涯学習センター附属体育館3月31日、太平自然の家3月31日、なす高原自然の家ほか2箇所4月4日、芳賀青年の家ほか2箇所4月5日、栃木県立県南体育館4月6日)

<群馬労働局>

- ・コニファーいわびつにおいて、被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署、年金事務所等による出張相談を実施(4月8日)

<埼玉労働局>

- ・福島県からさいたまアリーナに避難中の被災者の方々に対する相談会を実施(参加者163名)(3月23日)
- ・被災者への就職ニーズに関するアンケートを実施(6割強が寮・社宅付き求人を希望)(3月23日)
- ・アリーナ内で相談コーナー開設(3月24日～4月8日)
- ・事業主向け説明会を開催(相談件数94件)(3月25日、28日)
- ・旧騎西高校(加須市)において出張相談を実施(4月5日から)
- ・三郷市瑞沼市民センターにおいて、ハローワーク、広尾町、三郷市、労働基準監督署による相談会を実施(4月7日)

<千葉労働局>

- ・旭市飯岡支所において、被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施(4月8日)

<東京労働局>

- ・避難中の被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施（3月28日東京武道館、4月8日東京武道館、東京ビックサイト、味の素スタジアム）

<神奈川労働局>

- ・とどろきアリーナ、神奈川県立武道館に避難中の被災者の方に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施（4月4日、4月8日）

<新潟労働局>

- ・避難中の被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施（ユートピアくびき希望館（上越市）3月25日、西総合スポーツセンター、新潟市体育館、亀田総合体育館3月30日、豊栄体育館、国立妙高青少年自然の家、小千谷市総合体育館3月31日、青海総合文化会館（きらら青海）4月7日）
- ・新発田市カルチャーセンターほか4箇所において、避難中の被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署による説明会を実施（4月8日、11日、12日計3箇所、4月13日1箇所予定）

<山梨労働局>

- ・避難中の被災者の方々に、ハローワーク、労働基準監督署による出張相談を実施予定（笛吹市役所春日居支所4月15日、富士河口湖町中央公民館4月22日、ベルクラシック甲府4月26日、北杜市役所長坂総合支所4月27日）

<富山労働局>

- ・避難所に出張し、福島県、宮城県から避難した被災者の方々にハローワークが提供するサービスの説明、求人情報一覧表等を提供（3月22日）

<福井労働局>

- ・敦賀市役所（被災者相談窓口）において、福島県から避難した被災者の方々に福井労働局、ハローワークによる出張相談を実施（相談件数9件）（3月19日～21日）

<岐阜労働局>

- ・中津川市職員住宅において、ハローワークによる出張相談を実施（3月29日）

<滋賀労働局>

- ・日野町、竜王町において、ハローワークに出張相談を実施（3月31日、4月4日、4月5日）

【被災地の労働局への応援体制】

- ・電離放射線による健康障害防止に関する専門的な知識経験を有する職員による応援（3月28日～）
- ・主として被災地の労働局に隣接する労働局による応援（4月4日～4月17日）
- ・全国規模の応援（4月17日～）

【厚生労働省からのお知らせ等】

○ワンストップサービス

- ・避難所生活を余儀なくされている方々の生活支援に幅広く対応するため、福祉・くらしの相談、雇用・労働の相談等を、労働局、社会福祉協議会及び年金事務所の職員が避難所等で共同で行うワンストップサービスを実施

<岩手県>

猪川（いかわ）地区公民館（大船渡市 4月5日）（労働局、年金事務所、市役所、税務署、商工会議所、信用保証協会）

末崎（まっさき）小学校（大船渡市 4月6日）（労働局、年金事務所、市役所、税務署、商工会議所、信用保証協会）

越喜来（おきらい）中学校（大船渡市 4月7日）（労働局、年金事務所、市役所、税務署、商工会議所、信用保証協会）

ハローワーク大船渡（大船渡市 4月11日）（労働局、社会保険労務士会、市役所、税務署、商工会議所、信用保証協会）

宮野地区多目的集会施設（大船渡市 4月12日）（労働局、社会保険労務士会、市役所、税務署、商工会議所、信用保証協会）

<宮城県>

志津川中学校（南三陸町 4月6日）（労働局、年金事務所、社会福祉協議会）

岩沼市役所（岩沼市 4月8日）（労働局、年金事務所）

<福島県>

新鶴（にいつる）体育館（大沼郡会津美里町 4月6日）（労働局、年金事務所、社会福祉協議会）

喜多方プラザ文化センター（喜多方市 4月6日）（労働局、社会福祉協議会）

四倉（よつくら）高等学校（いわき市4月12日）（労働局、年金事務所、社会福祉協議会）

湯本（ゆもと）高等学校（いわき市4月12日）（労働局、年金事務所、社会福祉協議会）

石川（いしかわ）町総合体育館（石川郡石川町4月12日）（労働局、年金事務所、社会福祉協議会）

農業総合センター（郡山市4月12日）（労働局、年金事務所）

<被災地以外>

群馬県、埼玉県、東京都、新潟県の8箇所において実施

○「生活支援ニュース」の発行

- ・被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」の発行、避難所等への配布を開始（4月5日～）

第1号（4月5日）

第2号（4月12日）

【原発事故関係】

- ・福島県立医大病院（二次被ばく指定医療機関）で受入体制を整備。（福島労災病院（初期被ばく指定医療機関）及び鹿島労災病院では受入・応援体制を準備。）
- ・作業員の被災状況については、福島労働局が情報を収集
- ・福島第一原発において、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にやむを得ない緊急の場合に限り、作業に従事する労働者が受ける実効線量の限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引上げ（3月15日関係省令官報公示）同省令の施行について同日付で都道府県労働局に通知
- ・上記省令の施行を踏まえ、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所の責任者に対し、省令の概要を説明するとともに、緊急作業に従事した労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示。併せて、東京電力本社の担当者を本省に呼び、上記指示を説明し、本社としても適正な管理をするよう要請（3月16日）
- ・福島第一原発において3月24日に作業員3人が被ばくする事故が発生したことを受け、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所に対し、安全衛生管理体制を確立してから作業を再開するよう口頭指導（3月24日）するとともに、指導票の交付による文書指導を実施（3月26日）
- ・福島労働局が上記指導に関する改善報告を受けた。その際、福島労働局から東京電力福島第一原子力発電所に対し、作業員の個人被ばく線量の測定と被ばく限度の管理について徹底するよう口頭指導（3月30日）
- ・福島第一原発における作業員の線量計の使用状況について、福島労働局において詳細を調査中（4月13日現在）
- ・福島第一原子力発電所において、3月24日に被ばくした作業員3人に関する今後の健康診断について、福島労働局から事業者へ指示した（4月10日）
- ・山形県からの要請を受け、財団法人放射線影響研究所に対し、放射線技師の派遣を要請（3月16日）。同研究所は、山形県内に避難している方々への放射線量測定、放射線に関する健康相談を実施（3月18日）
- ・放射線の影響について健康相談を希望されることが想定されるため、これらの方々に対して事故発生以降の行動などの聞き取り、汚染に関するサーベイランスを行えるよう都道府県等（福島県は除く）に保健所等における住民からの相談状況に応じた体制整備を依頼（3月18日）
- ・放射線の影響に関する健康相談について、
 - ①原子力安全委員会が除染のためのスクリーニングレベルを変更したことを受けて、除染を要しない人の範囲を修正すること
 - ②健康相談等の際に、サーベイメータによるサーベイを受けたことの証明書等の発行の対応が望ましくないことを周知（3月21日）
 - ③健康相談等に活用するため、一般の方に向けたQ & A及び他省庁・関係機関・学会等が作成しているQ & A等について情報提供（3月23日）
- ・福島県からの災害対策基本法第30条に基づく避難所における被ばく不安解消を目的とした身体汚染スクリーニング等対応のための医師等の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、地方自治体の要請事項に応じられる程度を打診（3月15日）。厚生労働省より福島県への医師等の派遣を調整（3月17日）

<医師等の活動状況（4月13日12時00分現在）>

活動中	7チーム（21人）	（長崎県、大阪府2、熊本市、福岡市、京都府、北海道、）
移動中	1チーム（3人）	
出発日決定	1チーム（3人）	
派遣検討中	4チーム	
合計	13チーム（27人）	

○入院患者等の福島県外等への搬送

・入院患者

屋内退避指示が出ている20～30km圏内の病院の入院患者については、厚生労働省で、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を進めた

6病院、要搬送者数約700人の搬送が3月21日までに終了

・介護施設入居者等

屋内退避指示が出ている20～30km圏内の特養、老健施設などの入居者については、厚生労働省で、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を進めた

18施設、定員約980人の搬送が3月22日21時00分に終了（ご家族で対応された方を含む）

○原発事故に伴う水道・食品の対応

【水道】

・原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、

①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること

②生活用水としての利用には問題がないこと

③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと

等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、3月21日）

・水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）

・厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）

・水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）

・水道水の放射性物質の調査結果について公表

- [3月19日] 福島県川俣町等県内6カ所
 - [3月21日] 福島県飯舘村
 - [3月21日] 福島県内7カ所
 - [3月22日] 福島県内77カ所(3月21日調査)及び6カ所(3月16日～19日調査)
 - [3月23日] 福島県内5カ所及び東京都内3カ所
 - [3月23日] 茨城県内7カ所
 - [3月24日] 千葉県内3カ所及び福島県内4カ所
 - [3月24日] 茨城県内19カ所
 - [3月25日] 栃木県宇都宮市
 - [3月25日] 福島県内15カ所
 - [3月25日] 茨城県内38カ所及び千葉県内1カ所
 - [3月26日] 福島県内12カ所
 - [3月27日] 福島県内16カ所及び千葉県内6カ所
 - [3月28日] 福島県内13カ所及び千葉県内6カ所
 - [3月29日] 福島県内67カ所
 - [3月29日] 福島県内46カ所
 - [3月29日] 福島県内49カ所
 - [3月30日] 福島県内14カ所
 - [3月30日] 福島県内133カ所
 - [3月31日] 福島県内73カ所
 - [3月31日] 福島県内13カ所
 - [4月1日] 福島県内76カ所
 - [4月2日] 福島県内109カ所
 - [4月3日] 福島県内129カ所
 - [4月4日] 福島県内119カ所
 - [4月5日] 福島県内17データ及び福島県以外96データ
 - [4月6日] 福島県内64データ及び福島県以外91データ
 - [4月6日] 福島県内40データ
 - [4月7日] 福島県内114データ及び福島県以外246データ
 - [4月8日] 福島県内72データ及び福島県以外641データ
 - [4月9日] 福島県内141データ及び福島県以外45データ
 - [4月10日] 福島県内92データ及び福島県以外45データ
 - [4月11日] 福島県内113データ及び福島県以外287データ
 - [4月12日] 福島県内93データ及び福島県以外248データ
- 【直近調査結果状況】4月12日に入手したデータ341データのうち指標等超過0件

・調査結果に基づき以下のとおり対応

	水道事業者等	乳児		一般	
		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘村飯舘簡易水道事業(飯舘村)	3/21		3/21	4/1
	伊達市月舘簡易水道事業(伊達市)	3/22	3/26		
		3/27	4/1		
	川俣町水道事業(川俣町)	3/22	3/25		
	郡山市上水道事業(郡山市)	3/22	3/25		

	南相馬市原町水道事業（南相馬市）	3/22	3/30		
	田村市水道事業（田村市）	3/22	3/23		
		3/26	3/28		
	いわき市水道事業（いわき市）	3/23	3/31		
茨城県	東海村上水道事業（東海村）	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業（常陸太田市）	3/23	3/26		
	北茨城市上水道事業（北茨城市）	3/24	3/27		
	日立市水道事業（日立市）	3/24	3/26		
	笠間市上水道事業（笠間市）	3/24	3/27		
	古河市水道事業（古河市）	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業（取手市）	3/25	3/26		
栃木県	宇都宮市上水道事業（宇都宮市）	3/25	3/25		
	野木町水道事業（野木町）	3/25	3/26		
千葉県	千葉県水道事業 （ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場）	3/23	3/25		
	（柏井浄水場（東側施設））	3/26	3/27		
	北千葉広域水道用水供給事業	3/23	3/26		
	印旛広域水道用水供給事業	3/26	3/27		
東京都	東京都水道事業（23区5市）	3/23	3/24		

※「乳児」は乳児による摂取制限、「一般」は住民による摂取制限を示す。

また、「開始」「解除」はそれぞれ当該摂取制限及び広報の開始、解除を示す。

【食品】

- ・食品衛生法に基づく放射性物質を含む食品への対応
 <暫定規制値の設定>
- ・食品中の放射性物質について、原子力安全委員会により示されていた指標を参考に、暫定規制値を設定（3月17日）
- ・食品中の放射性物質の健康への影響について科学的評価を得るため、食品安全委員会へ諮問（3月20日）
- ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、食品安全委員会の「緊急取りまとめ」などにかんがみ、現状においては、食品衛生法上の暫定規制値を維持すべきとの所見を発表（4月4日）
- ・原子力災害対策本部が取りまとめた食品の出荷制限及び摂取制限の設定及び解除の考え方を踏まえ、関係省庁と協議の上で決定された都道府県等の検査計画等の内容について、食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱いと併せて発表（4月4日）
- ・魚介類から放射性ヨウ素が相当程度検出されたことから、原子力安全委員会の助言を受け、魚介類に対する放射性ヨウ素の暫定規制値について設定（4月5日）
- ・魚介類中の放射性ヨウ素に関する食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼（4月6日）
- ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会を設置し、同部会において、魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて当面の所見を取りまとめ（4月8日）

<検査結果の公表>

【第1報】福島県での緊急モニタリング結果、茨城県（3月19日）

- [第2報] 福島県での緊急モニタリング結果、茨城県、新潟県 (3月20日)
- [第3報] 栃木県、東京都、群馬県 (3月20日)
- [第4報] 福島県での緊急モニタリング結果、長野県、千葉県 (3月21日)
- [第5報] 埼玉県、新潟県、茨城県 (3月21日)
- [第6報] 福島県での緊急モニタリング結果、神奈川県、新潟県、茨城県 (3月22日)
- [第7報] 茨城県、群馬県、埼玉県、新潟県、京都市 (3月23日)
- [第8報] 福島県での緊急モニタリング結果、栃木県、群馬県 (3月23日)
- [第9報] 千葉県、新潟県、山形県、茨城県、長野県、愛知県 (3月24日)
- [第10報] 東京都 (3月24日)
- [第11報] 千葉県、栃木県、神奈川県、茨城県、新潟県、愛媛県、埼玉県、群馬県、山形県、宮城県 (3月25日)
- [第12報] 愛知県 (3月25日)
- [第13報] 新潟県 (3月26日)
- [第14報] 福島県での緊急モニタリング結果、群馬県、山形県、茨城県 (3月26日)
- [第15報] 福島県での緊急モニタリング結果、新潟県、山形県 (3月27日)
- [第16報] 福島県での緊急モニタリング結果、新潟県、千葉県、山形県、宮城県 (3月28日)
- [第17報] 千葉県、新潟県、群馬県、長野県、神奈川県、山形県 (3月29日)
- [第18報] 福島県での緊急モニタリング結果、千葉県、神奈川県、埼玉県、新潟県、山形県、名古屋市 (3月30日)
- [第19報] 福島県での緊急モニタリング結果、千葉県、茨城県、神奈川県、栃木県、新潟県、京都府、東京都、京都市 (3月31日)
- [第20報] 福島県での緊急モニタリング結果、新潟県、東京都、神奈川県、京都府 (4月1日)
- [第21報] 新潟県、群馬県、静岡県、茨城県 (4月1日)
- [第22報] 福島県での緊急モニタリング結果、新潟県、茨城県 (4月2日)
- [第23報] 福島県での緊急モニタリング結果、新潟県、茨城県 (4月3日)
- [第24報] 茨城県、平潟漁業協同組合 (4月4日)
- [第25報] 新潟県、京都市、平潟漁業協同組合 (4月4日)
- [第26報] 福島県での緊急モニタリング結果、神奈川県、新潟県、群馬県、千葉県、東京都、茨城県 (4月5日)
- [第27報] 福島県での緊急モニタリング結果、兵庫県、茨城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、山形県、千葉県、京都市 (4月6日)
- [第28報] 福島県での緊急モニタリング結果、神奈川県、千葉県、新潟県、兵庫県、栃木県、茨城県、山形県、名古屋市、関係団体 (4月7日)
- [第29報] 福島県での緊急モニタリング結果、神奈川県、千葉県、兵庫県、新潟県、長野県、群馬県、茨城県、名古屋市 (4月8日)
- [第30報] 福島県での緊急モニタリング結果、新潟県、茨城県 (4月9日)
- [第31報] 福島県での緊急モニタリング結果、新潟県、茨城県 (4月10日)
- [第32報] 群馬県、兵庫県、新潟県、宮城県、山形県、茨城県 (4月11日)
- [第33報] 福島県での緊急モニタリング、神奈川県、茨城県、千葉県、新潟県、山形県 (4月12日)
- [第34報] 茨城県 (4月12日)
- 【検査実施状況】 検査件数1,346件、うち暫定規制値超過171件 (4月12日現在)

・原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限、摂取制限の指示

[3月21日] 福島県（出荷制限→ハウレンソウ・カキナ・原乳）

茨城県・栃木県・群馬県（出荷制限→ハウレンソウ・カキナ）

[3月23日] 福島県（出荷制限及び摂取制限→非結球性葉菜類及び結球性葉菜類・アブラナ科の花蕾類、出荷制限→カブ）

茨城県（出荷制限→パセリ・原乳）

[4月 4日] 千葉県香取市及び多古町（出荷制限→ハウレンソウ）

千葉県旭市（出荷制限→ハウレンソウ・チンゲンサイ・シュンギク・サンチュ・セルリー・パセリ）

[4月 8日] 福島県喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町（出荷制限解除→原乳）

群馬県（出荷制限解除→ハウレンソウ・カキナ）

[4月10日] 茨城県（出荷制限解除→原乳）

[4月13日] 福島県飯舘村（出荷制限及び摂取制限→原木しいたけ（露地））

福島県伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村（出荷制限→原木しいたけ（露地））

【計画停電に係る対応】

- ・医療分野における東京電力及び東北電力の計画停電に対する対応については、都県・関係団体への事務連絡の発出や在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションへの電話連絡、国立病院機構等への緊急相談窓口の設置等の対応を実施済み。今後の予測不可能な大規模停電についても、都県・関係団体等への事務連絡を発出
- ・東京電力及び東北電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3月14日以降の計画停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遺漏なく計画停電に対応できるよう適切な指導の実施及び難病医療拠点病院等との連携などについて依頼。
本日現在、計画停電に伴う難病患者等に関する被害報告はない
- ・在宅で人工呼吸器を使用している患者の主治医や訪問看護ステーション等を支援するため、東京電力及び東北電力の計画停電により影響を受ける1都11県45病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を設置
- ・東京電力及び東北電力管内で計画停電が実施された際、人工呼吸器を使用する在宅療養患者の対応に万全を期するため、各病院（国立病院機構病院、労災病院及び社会保険病院等）に緊急相談窓口を開設及び緊急一時入院の受け入れ体制の整備がなされたことについて、関係都県の難病担当主管課、関係患者団体に情報提供
- ・計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請
- ・計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないように、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼。なお、計画停電に伴う大きな被害、障害についての報告はない
- ・計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないように万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼。計画停電に伴う大きな被害、障害についての報告はない
- ・東京電力の計画停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう関係都県・関係団体に依頼。計画停電に伴う大きな被害、障害についての報告はない
- ・東北電力から電力供給される県に対し、計画停電が実施された場合に備えて、管内の社会福祉施設等に対する注意喚起や、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう依頼

- ・東京電力管内の都県および水道事業者等に対して、管内の予測不能な大規模停電が発生に備えて、自家発電等の点検、水道需要者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請（3月18日）

